

変更後						変更前					
五 特別区と大阪府の税源の配分及び財政の調整（法第5条第1項第6号関係） 2. 特別区と大阪府の財政の調整 (四) 特別区財政調整交付金の総額の特例 特別区の設置初期において住民サービスのより安定的な提供を図る観点から、特別区の設置の日が属する年度の翌年度から10年の各年度において、 <u>(一) 第二段落のただし書に基づき特別区財政調整交付金に大阪府の条例で定めて加算する額は、(三)の規定による額に20億円を加算した額とする。</u>						五 特別区と大阪府の税源の配分及び財政の調整（法第5条第1項第6号関係） 2. 特別区と大阪府の財政の調整 (四) 特別区財政調整交付金の総額の特例 特別区の設置初期において住民サービスのより安定的な提供を図る観点から、特別区の設置の日が属する年度の翌年度から10年の各年度における <u>特別区財政調整交付金の総額は、(一)の規定にかかわらず、同規定による額に20億円を加算した額とし、大阪府の条例でこれを定める。</u>					
別表第1-3（中核市権限に係る法令事務のうち、特別区が処理する事務）						別表第1-3（中核市権限に係る法令事務のうち、特別区が処理する事務）					
法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考	法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
母子及び父子並びに寡婦福祉法	第15条	貸付金の償還の免除	中核市	都		〔追加〕					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
母子及び父子並びに寡婦福祉法	第37条第2項	母子父子寡婦福祉資金貸付にかかる国の貸付金の償還	中核市	都	母子父子寡婦福祉資金貸付に係る特別会計は、各特別区において設置						
母子及び父子並びに寡婦福祉法	第37条第4項	母子父子寡婦福祉資金貸付にかかる国の貸付金の償還	中核市	都							
母子及び父子並びに寡婦福祉法	第37条第5項	母子父子寡婦福祉資金貸付にかかる一般会計の繰り入れ	中核市	都	母子父子寡婦福祉資金貸付に係る特別会計は、各特別区において設置	〔追加〕					
母子及び父子並びに寡婦福祉法	第37条第6項	母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付業務を廃止した場合の国への償還	中核市	都	母子父子寡婦福祉資金貸付に係る特別会計は、各特別区において設置						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
土壌汚染対策法	第27条の2第1項	汚染土壌処理業の許可の譲渡及び譲受の申請の受理及び当該承認	中核市	都							
土壌汚染対策法	第27条の2第2項(第22条第3項を準用)	汚染土壌処理業の許可の譲渡及び譲受の申請の受理及び当該承認	中核市	都		〔追加〕					
土壌汚染対策法	第27条の3第1項	汚染土壌処理業の許可の合併及び分割の申請の受理及び当該承認	中核市	都							
土壌汚染対策法	第27条の3第2項	汚染土壌処理業の許可の合併及び分割の	中核市	都							

変更後						変更前					
	項(第22条第3項を準用)	申請の受理及び当該承認									
土壌汚染対策法	第27条の4第1項	汚染土壌処理業の許可の相続の申請の受理及び当該承認	中核市	都							
土壌汚染対策法	第27条の4第3項(第22条第3項を準用〔第2号に係る部分を除く〕)	汚染土壌処理業の許可の相続の申請の受理及び当該承認	中核市	都		〔追加〕					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
土壌汚染対策法施行規則	第25条第1項第5号	法第4条の土地の形質の変更の届出の例外となる行為に関し、基準に適合するものと認める土地の指定	中核市	都							
土壌汚染対策法施行規則	第43条	帯水層の深さ等の確認の申請の受理及び確認	中核市	都							
土壌汚染対策法施行規則	第44条	帯水層の深さ等の確認の申請の受理及び確認	中核市	都							
土壌汚染対策法施行規則	第45条	土地の形質の変更に係る確認の申請の受理及び確認	中核市	都		〔追加〕					
土壌汚染対策法施行規則	第46条第3項	土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請の受理及び確認	中核市	都							
土壌汚染対策法施行規則	第50条	形質変更時届出区域における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為に関する帯水層の位置の確認	中核市	都							
土壌汚染対策法施行規則	第59条の2第1項	搬入土に関する区域指定後一年ごとの届出の受理	中核市	都							
土壌汚染対策法施行規則	第59条の3第1項	搬入土に関する区域指定後一年ごとの届出の受理	中核市	都							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第1-5①

《9. 都市基盤整備》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種類別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区 各区	連携

別表第1-5①

《9. 都市基盤整備》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種類別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区 各区	連携

変更後						変更前						
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
河川事業	一級河川の利活用促進事務	・一級河川のうち、道頓堀川、東横堀川、住吉川、駒川、今川、鳴戸川において、河川法に基づく占有許可を受ける範囲内で利活用促進を行う事務。	建設局	任意			○					〔追加〕
		(略)										

《11. 消防・防災》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種類	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
						各区	連携	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
危機管理体制の充実、訓練等	全国瞬時警報システム(Jアラート)運用管理事務	・津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から人工衛星等を用いて送信し、市町村防災行政無線(同報系)等を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達する「全国瞬時警報システム(Jアラート)」の整備。 ・当システム及びこれにかかるネットワークの運用・管理・改修。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

《11. 消防・防災》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種類	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
						各区	連携	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
危機管理体制の充実、訓練等	全国瞬時警報システム(LGWAN)運用管理事務	・津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から人工衛星を用いて送信し、市町村防災行政無線(同報系)等を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達する「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」の整備。 ・当システム及びこれにかかるネットワークの運用・管理・改修。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

別表第1-5②

《②道路・河川・公園等に係る事務》

事務の	事務の概要	所属	事務	法令上の	事務分担案
-----	-------	----	----	------	-------

別表第1-5②

《②道路・河川・公園等に係る事務》

事務の	事務の概要	所属	事務	法令上の	事務分担案
-----	-------	----	----	------	-------

変更後							変更前							
名称	の種別	の種別	権限を持つ者	大阪府	特別区		名称	の種別	の種別	権限を持つ者	大阪府	特別区		
					各区	連携						各区	連携	
道路事業（大阪府）	・下記の基準に適合する道路・橋梁の管理・整備 【基準】 4車線以上かつ①～⑥のいずれかを満たす路線 ①大阪府域内の地域間の連絡②都心（都市核）、地域核間の連絡③広域交流拠点、国土軸との連絡④隣接府県の主要都市との連絡⑤都市への交通集中の分散（環状道路） ⑥広域的防災に資する道路 ・大阪府が担う道路延長（案） 202 km ・ <u>国直轄事業負担金事務</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	道路事業（大阪府） <u>（国直轄含む）</u>	・下記の基準に適合する道路・橋梁の管理・整備 【基準】 4車線以上かつ①～⑥のいずれかを満たす路線 ①大阪府域内の地域間の連絡②都心（都市核）、地域核間の連絡③広域交流拠点、国土軸との連絡④隣接府県の主要都市との連絡⑤都市への交通集中の分散（環状道路） ⑥広域的防災に資する道路 ・大阪府が担う道路延長（案） 202 km <u>〔追加〕</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
河川事業（特別区）	・一級河川のうち、道頓堀川、東横堀川、住吉川、駒川、今川、鳴戸川に係る小規模維持補修や親水整備などを行う事務 【河川法第16条の3で実施可能な事業】 ・準用河川・普通河川の管理・整備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	河川事業（特別区）	・一級河川のうち、道頓堀川、東横堀川、住吉川、駒川、今川、鳴戸川に係る小規模維持補修や <u>利活用促進</u> 、親水整備などを行う事務【河川法第16条の3で実施可能な事業】 ・準用河川・普通河川の管理・整備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第2-1-2 淀川区が全ての特別区を代表して承継する第2区分に係る財産

区分	項目	承継の方法
(略)		淀川区が全ての特別区を代表して承継
<u>〔削除〕</u>	<u>〔削除〕</u>	
基金	(略)	
その他の財産	(略)	

別表第2-2-1 大阪府が承継する第2区分に係る財産

区分	項目
株式・出資による権利	(略)

別表第2-1-2 淀川区が全ての特別区を代表して承継する第2区分に係る財産

区分	項目	承継の方法
(略)		淀川区が全ての特別区を代表して承継
<u>債権</u>	<u>・委託料返還等請求事件和解金（介護保険事業）</u>	
基金	(略)	
その他の財産	(略)	

別表第2-2-1 大阪府が承継する第2区分に係る財産

区分	項目
株式・出資による権利	(略)

変更後		変更前	
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>地方独立行政法人大阪産業技術研究所</u>出資 (略) ・<u>地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所</u>出資 		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>地方独立行政法人大阪市立工業研究所</u>出資 (略)
債権	(貸付金) (略) <u>〔削除〕</u> <u>〔削除〕</u> <u>〔削除〕</u> (保証金) (略)	債権	(貸付金) (略) <ul style="list-style-type: none"> ・<u>母子福祉貸付金</u> ・<u>父子福祉貸付金</u> ・<u>寡婦福祉貸付金</u> (保証金) (略)
基金	<u>〔削除〕</u> (略)	基金	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>東洋陶磁美術振興基金</u> (略)

(注) 本表に掲げる財産は、「万博会場建設費を負担する基金」を除き、**平成 30 年度大阪市決算書「平成 30 年度大阪市財産に関する調書」**記載ベースの該当財産であり、特別区の設置の日までの間に、この協定書の考え方に基づいて追加その他の変更が生じることがある。

(注) 本表に掲げる財産は、「万博会場建設費を負担する基金」を除き、**平成 28 年度大阪市決算書「平成 28 年度大阪市財産に関する調書」**記載ベースの該当財産であり、特別区の設置の日までの間に、この協定書の考え方に基づいて追加その他の変更が生じることがある。

別表第 2 - 4 財産処分

1. 財産

大阪市の財産	特別区の設置に伴う承継先		
(略)	特別区等 (69.3%) 7 兆 9,719 億円	土地・建物・工作物・物品	(略)
		株式・出資	(略)
		債権	787 億円
		基金	(略)
	大阪府 (30.7%) 3 兆 5,241 億円	土地・建物・工作物・物品	(略)
		株式・出資	(略)
		債権	816 億円
		基金	(略)

別表第 2 - 4 財産処分

1. 財産

大阪市の財産	特別区の設置に伴う承継先		
(略)	特別区等 (69.3%) 7 兆 9,688 億円	土地・建物・工作物・物品	(略)
		株式・出資	(略)
		債権	756 億円
		基金	(略)
	大阪府 (30.7%) 3 兆 5,272 億円	土地・建物・工作物・物品	(略)
		株式・出資	(略)
		債権	847 億円
		基金	(略)

別表第 2 - 5 財産・債務目録

総括表

(別紙)

財産目録

1. 内容 【債権】
2. 承継先 【淀川区】
3. 会計区分 【政令等特別会計】

(単位：円)

債権名称	金額	備考
<u>母子福祉貸付金</u> ※	733,748,000	
<u>父子福祉貸付金</u> ※	2,157,000	
<u>寡婦福祉貸付金</u> ※	30,661,000	
(略)	(略)	
合 計	768,986,000	

※ 個人向け貸付金の金額は、特別区数による等分による。

1. 内容 【債権】
2. 承継先 【北区】
3. 会計区分 【政令等特別会計】

(単位：円)

債権名称	金額	備考

別表第 2 - 5 財産・債務目録

総括表

(別紙)

財産目録

1. 内容 【債権】
2. 承継先 【淀川区】
3. 会計区分 【政令等特別会計】

(単位：円)

債権名称	金額	備考
<u>〔追加〕</u>		
(略)	(略)	
合 計	2,420,000	

※ 個人向け貸付金の金額は、特別区数による等分による。

1. 内容 【債権】
2. 承継先 【北区】
3. 会計区分 【政令等特別会計】

(単位：円)

債権名称	金額	備考

変更後		
母子福祉貸付金 ※	733,751,394	
父子福祉貸付金 ※	2,158,770	
寡婦福祉貸付金 ※	30,662,723	
(略)	(略)	
合 計	768,993,887	

※ 個人向け貸付金の金額は、特別区数による等分による。

1. 内容 【債権】
2. 承継先 【中央区】
3. 会計区分 【政令等特別会計】

(単位：円)

債権名称	金額	備考
母子福祉貸付金 ※	733,748,000	
父子福祉貸付金 ※	2,157,000	
寡婦福祉貸付金 ※	30,661,000	
(略)	(略)	
合 計	768,986,000	

※ 個人向け貸付金の金額は、特別区数による等分による。

1. 内容 【債権】
2. 承継先 【天王寺区】
3. 会計区分 【政令等特別会計】

(単位：円)

債権名称	金額	備考
母子福祉貸付金 ※	733,748,000	
父子福祉貸付金 ※	2,157,000	
寡婦福祉貸付金 ※	30,661,000	
(略)	(略)	
合 計	768,986,000	

※ 個人向け貸付金の金額は、特別区数による等分による。

1. 内容 【債権】
2. 承継先 【大阪府】
3. 会計区分 【政令等特別会計】

(単位：円)

債権名称	金額	備考
(略)	(略)	
〔削除〕		
合 計	120,000,000	

変更前		
〔追加〕		
(略)	(略)	
合 計	2,421,000	

※ 個人向け貸付金の金額は、特別区数による等分による。

1. 内容 【債権】
2. 承継先 【中央区】
3. 会計区分 【政令等特別会計】

(単位：円)

債権名称	金額	備考
〔追加〕		
(略)	(略)	
合 計	2,420,000	

※ 個人向け貸付金の金額は、特別区数による等分による。

1. 内容 【債権】
2. 承継先 【天王寺区】
3. 会計区分 【政令等特別会計】

(単位：円)

債権名称	金額	備考
〔追加〕		
(略)	(略)	
合 計	2,420,000	

※ 個人向け貸付金の金額は、特別区数による等分による。

1. 内容 【債権】
2. 承継先 【大阪府】
3. 会計区分 【政令等特別会計】

(単位：円)

債権名称	金額	備考
(略)	(略)	
母子福祉貸付金	2,934,995,394	
父子福祉貸付金	8,629,770	
寡婦福祉貸付金	122,645,723	
合 計	3,186,270,887	